

# 『ケアプランデータ連携システム』 の周知広報について

国民健康保険中央会  
保健福祉部 介護保険課

2023年12月6日

---

## <目 次>

---

1. 『ケアプランデータ連携システム』の現状
2. システムの利用にあたって
3. サポートサイト・コールセンターについて
4. 周知用コンテンツの紹介
5. 周知のお願い

(参考) ケアプランデータ連携システム操作手順

# 1. 『ケアプランデータ連携システム』の現状について

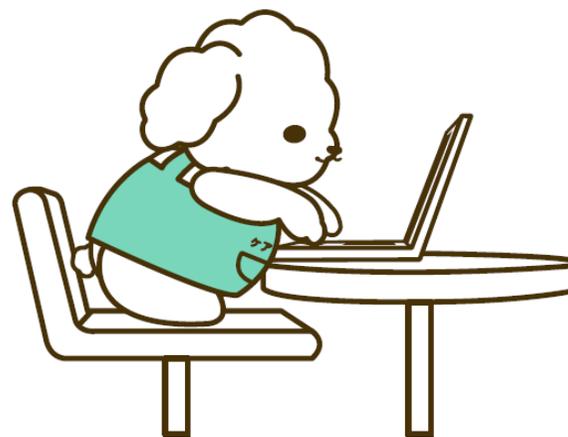
➤ 現在の利用事業所数は？

8,238件

➤ 対象事業所数全体からの割合は？

4.6%

(2023年11月6日時点)



# 1. 『ケアプランデータ連携システム』の現状について

## 都道府県別の利用申請状況及び事業所数からみた割合

2023年11月6日 時点

	事業所数 (a) ※	利用事業所数 (b) ※	(b)/(a) %
北海道	7,416	297	4.0%
青森	2,073	130	6.3%
岩手	2,104	138	6.6%
宮城	2,889	123	4.3%
秋田	1,754	38	2.2%
山形	1,668	120	7.2%
福島	2,786	122	4.4%
茨城	3,589	103	2.9%
栃木	2,813	81	2.9%
群馬	3,439	169	4.9%
埼玉	7,320	265	3.6%
千葉	7,631	231	3.0%
東京	13,580	736	5.4%
神奈川	10,237	451	4.4%
新潟	2,876	120	4.2%
富山	1,688	51	3.0%

	事業所数 (a) ※	利用事業所数 (b) ※	(b)/(a) %
石川	1,828	62	3.4%
福井	1,535	137	8.9%
山梨	1,401	58	4.1%
長野	3,525	141	4.0%
岐阜	3,108	194	6.2%
静岡	5,055	392	7.8%
愛知	9,286	594	6.4%
三重	3,126	162	5.2%
滋賀	2,209	103	4.7%
京都	3,403	288	8.5%
大阪	15,972	466	2.9%
兵庫	7,732	466	6.0%
奈良	2,425	145	6.0%
和歌山	2,381	71	3.0%
鳥取	948	169	17.8%
島根	1,346	28	2.1%

	事業所数 (a) ※	利用事業所数 (b) ※	(b)/(a) %
岡山	3,041	133	4.4%
広島	4,280	254	5.9%
山口	2,238	83	3.7%
徳島	2,066	73	3.5%
香川	1,628	60	3.7%
愛媛	2,627	87	3.3%
高知	1,152	67	5.8%
福岡	8,139	279	3.4%
佐賀	1,487	33	2.2%
長崎	2,455	108	4.4%
熊本	3,417	88	2.6%
大分	2,567	73	2.8%
宮崎	2,224	46	2.1%
鹿児島	2,779	188	6.8%
沖縄	2,323	60	2.6%
合計	181,566	8,283	4.6%

※事業所数（a）は、中央会で把握できる事業所番号による事業所数となっています。

※利用事業所数(b)は、WAMNETに掲載しているケアプランデータ連携を利用している事業所数です（2023年11月6日時点）

## 2. システムの利用にあたって

介護事業所が利用するためには、以下のような準備が必要となります。

### ➤ 利用申請する前の確認事項

- ・介護ソフトがケアプランデータ標準仕様に対応
- ・送受信する相手側もデータ連携システムを利用

### ➤ システム利用時に必要となるもの

- ・システム環境  
P C（Windows10以上）、インターネット環境
- ・電子請求システム用ID・パスワード
- ・電子証明書orケアプラン証明書

### ➤ 利用の費用

ライセンス料 年間 21,000円

## 2. システムの利用にあたって

導入から利用開始までの流れを、「ケアプランデータ連携システム導入フロー」としてまとめ、後述する専用サポートサイト及び国民健康保険中央会HPに掲載しています。

ケアプランデータ連携システム導入フロー (更新日：2023年5月26日)	前提1 介護予防ケアマネジメント等を地域包括支援センターからの委託により行っている場合は、本システムをご利用いただくことができません 前提2 居宅介護支援事業所または介護サービス事業所の双方での利用が必要のため、データ連携先の利用意向のご確認をお願いします	
対応事項	対応内容の詳細	備考
① 介護ソフトの対応状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアプランデータの作成や管理ができる介護ソフトの導入が必要です（介護保険請求の機能のみを備えたソフトでは利用できません）</li> <li>ご利用されている介護ソフトが介護厚生労働省のケアプラン標準仕様インターフェースに対応しているか介護ソフトベンダーに確認します（※1）</li> </ul>	※1 標準仕様については、厚生労働省のサイト「3. 介護現場における情報連携の促進」をご参照ください。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html</a> 「ケアプランデータ連携システム」ベンダ試験の実施結果は、以下サイトにてお知らせします。 <a href="https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/index.html">https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/index.html</a>
② ケアプランデータ連携クライアントソフトを導入する端末、ネットワーク環境の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>Windows10またはWindows11の端末を準備します</li> <li>ブラウザ（Microsoft Edge）を最新バージョンにします</li> <li>準備した端末がインターネットに接続可能なことを確認します</li> </ul>	クライアントソフトは1事業所番号あたり1台の導入となりますので、事業所内の端末構成をご確認いただき、導入端末を決定してください。 セキュリティの観点からWindows Updateで最新状態にしてください。
③ 介護電子請求用ユーザID及びパスワードの確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用申請やデータ送信時に用いる、電子請求受付システムで使用されている<b>KJから始まる14桁のユーザID</b>及びパスワードを確認します（<b>HDから始まるユーザIDは代理請求用のため利用できません</b>）</li> </ul>	以下に該当する場合、事業所の所在地の国保連合会にユーザIDの確認とパスワードの発行・再発行を依頼してください。 ① インターネット請求を行っていない（ユーザIDとパスワードを持っていない） ② 請求を代理人に委託して、ユーザIDとパスワードを失念してしまった 所要時間（目安）：郵送を伴う場合、2週間前後（混雑状況で増減します） 国民健康保険団体連合会リンク <a href="https://www.kokuho.or.jp/link/">https://www.kokuho.or.jp/link/</a>
④ 電子証明書インストール状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する端末に正しい電子証明書が入っているか確認します</li> <li>電子請求で使用している端末に導入する場合は、備考記載の電子証明書が既にインストールされているか確認します。該当する場合は「5. ケアプランデータ連携システムのクライアントアプリのインストール」に進みます</li> </ul>	電子証明書のインストール状況を確認したい場合は、別紙「 <a href="#">電子証明書の確認方法</a> 」をご参照ください。 本システムで利用できる電子証明書は、「請求委任事業所用ケアプラン証明書」、「介護保険証明書」の2種類です。
電子請求の端末に導入する場合 ④-1 証明書発行用パスワードの確認 ④-2 電子証明書のインストール ④-3 ケアプラン証明書の申請及びインストール	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子証明書を申請、ダウンロードする際の証明書発行用パスワードを確認します</li> <li>電子請求受付システムでご利用中の端末以外の端末に、介護保険証明書を再度インストールします（このインストールにあたり証明書発行手数料は不要です）</li> <li>電子請求受付システム総合窓口に、<b>KJで始まる14桁のユーザID</b>でログインし請求委任事業所用ケアプラン証明書を申請します（発行手数料は不要です）            ・準備された端末に電子証明書をダウンロードし、インストールします</li> </ul>	証明書発行用パスワードが不明な場合は、「 <a href="#">3.6.4 証明書発行用パスワード再発行</a> 」をご参照ください。 「 <a href="#">3.6.3. 介護保険証明書を再度ダウンロード・インストール</a> 」をご参照ください。 電子請求受付システムのアクセス方法 <a href="https://www.kaigo.e-seikyuu.jp/KShinsei/main">https://www.kaigo.e-seikyuu.jp/KShinsei/main</a> 「 <a href="#">3.7. 請求委任事業所用ケアプラン証明書の取得・更新</a> 」をご参照ください。 ご不明点は、ケアプランデータ連携システムのヘルプデスクに確認ください。
⑤ ケアプランデータ連携システムの利用申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアプランデータ連携システムの利用申請サイトにアクセスし、<b>KJで始まる14桁のユーザID</b>でログインの上、利用規約を確認し、同意してください（※2）</li> </ul>	ケアプラン利用申請Webサイト <a href="https://www.careplan-renkei.jp/">https://www.careplan-renkei.jp/</a> ※2 仮パスワードの場合、電子請求受付システムで新しいパスワードに変更後、利用申請Webサイトにログインください。
⑥ ケアプランデータ連携システムクライアントアプリのインストール	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアプランデータ連携システムのヘルプデスクサポートサイトにアクセスし、<b>お気に入り</b>に登録し、製品ダウンロード画面に進みます</li> <li>ケアプランデータ連携クライアントアプリをダウンロードし、端末にインストールします</li> <li>アプリへのログインおよびデータ連携を開始します</li> </ul>	ヘルプデスクサポートサイト <a href="https://www.careplan-renkei-support.jp/">https://www.careplan-renkei-support.jp/</a> を表示した状態で、ctrlとDキーを同時押下すると、お気に入り登録できます。 ケアプランデータ連携システム操作マニュアル「2.3 アプリのインストールについて」をご参照の上、ご不明点は、ケアプランデータ連携システムのヘルプデスクに確認ください。 連携先が本システム未導入の場合は、運用を開始するタイミングを調整ください。
⑦ ライセンス料のお支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用規約第8条 第2項に規定の方法でライセンス料等が支払われます（※3）            第2項 国保連がお支払いする給付費からの差し引きによるお支払い</li> </ul>	※3 請求書での支払い（第3項）をご希望の場合は、事業所の所在地の国保連合会に請求書を発行依頼してください。振り込み事務及び振込手数料にかかる費用は、事業所にてご負担をお願いします。

### 3. サポートサイト・コールセンターについて

■ 事業所様の導入支援としてサポートサイト、コールセンターのご用意がございます。

#### ヘルプデスクサポートサイト

- ・システム利用申請やアプリケーションのダウンロードのリンクを掲載
- ・ケアプランデータ連携システムに関する最新のお知らせのご案内、説明資料やプロモーション動画等を掲載



ケアプラン ヘルプデスク

検索

サイトリンク : <https://www.careplan-renkei-support.jp/>

### 3. サポートサイト・コールセンターについて

- 連携可能な介護ソフト一覧(ベンダー試験完了企業一覧)は、サポートサイトページ内にございます。



ヘルプデスクサポートサイト → 「メニュー」 → 「介護サービス事業所の皆さまへ」の順にクリックいただき、表示されたページの下部にございますので、スクロールしてご覧ください。

## 3. サポートサイト・コールセンターについて

### ■コールセンター

介護事業所様からのさまざまなご質問やご要望に対応するために、コールセンターを開設しております。なお、ご質問内容について即答できない場合は、コールバックにて対応させていただきます。

ヘルプデスクへのお問い合わせ

 **TEL 0120-584-708**

受付時間 9:00～17:00（土日祝日は除く）

※年末年始(12月29日～1月3日)は、お休みさせていただきます。ご了承の程、何卒よろしくお願いいたします。

# 4. 周知用コンテンツの紹介

■ サポートサイトにダウンロードコンテンツをご提供する予定です。是非ご活用ください。

## ダウンロードコンテンツ ※1月掲載予定

壁紙



ポスター(PDF)



バーチャル背景



リーフレット



周知用カード



## 4. 周知用コンテンツの紹介

■ ご希望の自治体様に、紙ポスターをご提供します。(先着順・申込制・1セット限り)

### 紙ポスター(B2サイズ 2種類1セット)

※数に限りがあるため、先着順となりますことご了承ください。

詳細については、改めて「提供についてのご案内」を連絡をいたします。



## 5. 周知のお願い

---

### ■ 普及促進事業の実施について

様々なコンテンツや資料を、サポートサイトに掲載しておりますので、事業所への配布や自治体の窓口などへポスター配置していただき、普及促進への実施のご協力をよろしくお願いいたします。

### ■ 地域包括支援センター導入検討

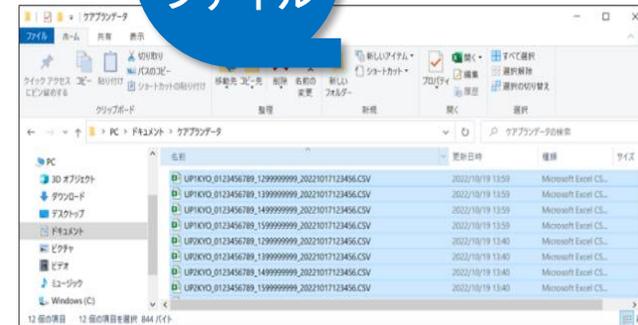
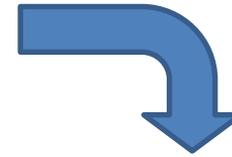
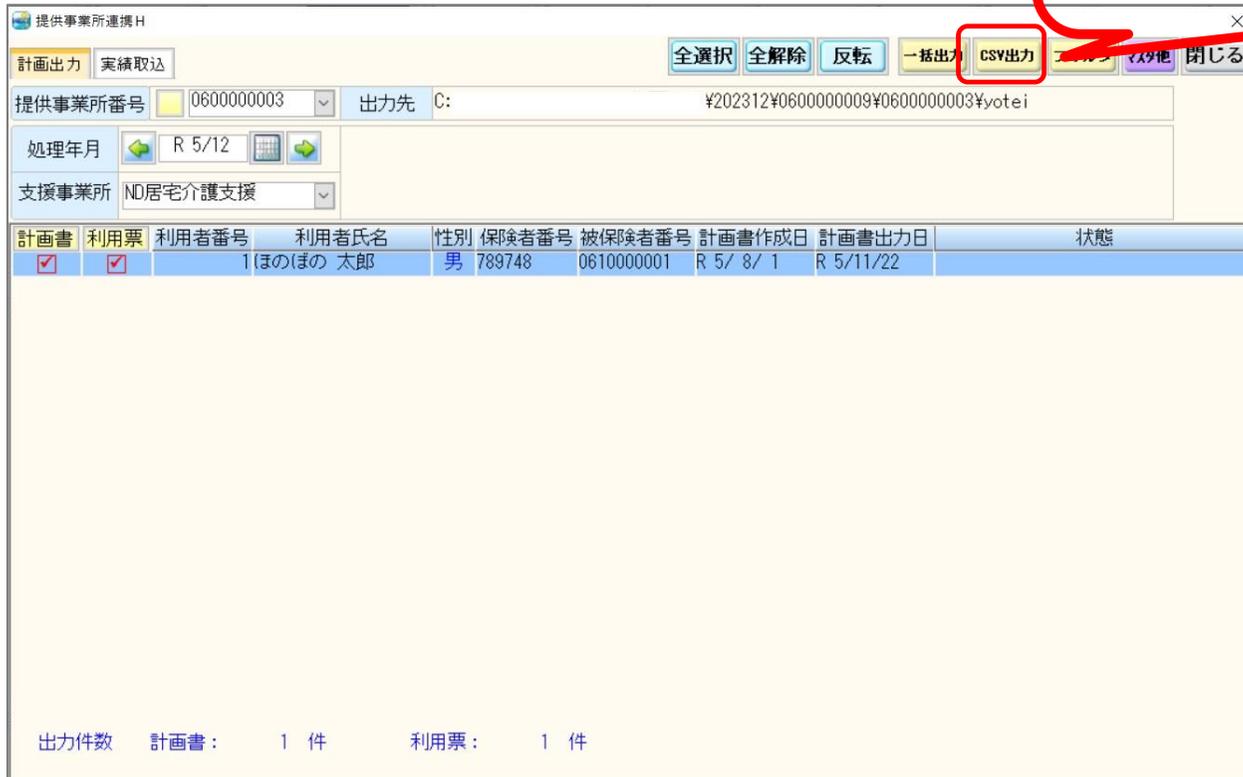
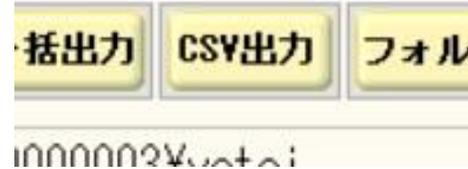
現在、「介護予防支援」等の地域包括支援センターから、居宅介護支援事業所への委託により行っている場合については、本システムでの連携対象外となっておりますが、令和6年度に、連携に対応することを予定しております。

今後、地域包括支援センターでも、介護現場における生産性向上に向けた取り組みとして、ケアプランデータ連携システムの導入も検討していなければならないと思います。

# (参考) ケアプランデータ連携システム操作手順

## ■ 操作手順 ケアプランを介護事業所に送信する場合

### 1 介護ソフトから、ケアプランデータを出力する



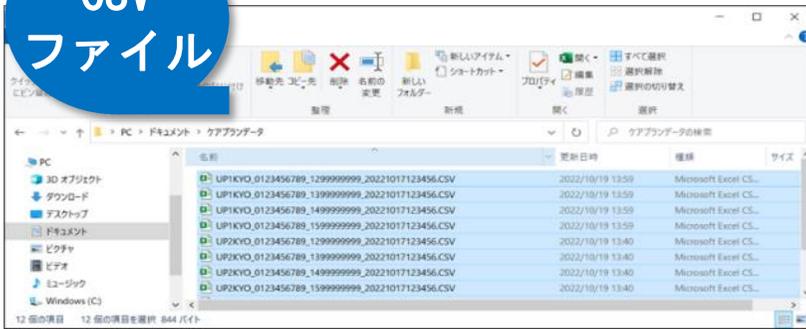
※介護ソフトからの出力画面は、参考画面ですので、実際は各介護ソフトの仕様により、異なります。

# (参考) ケアプランデータ連携システム操作手順

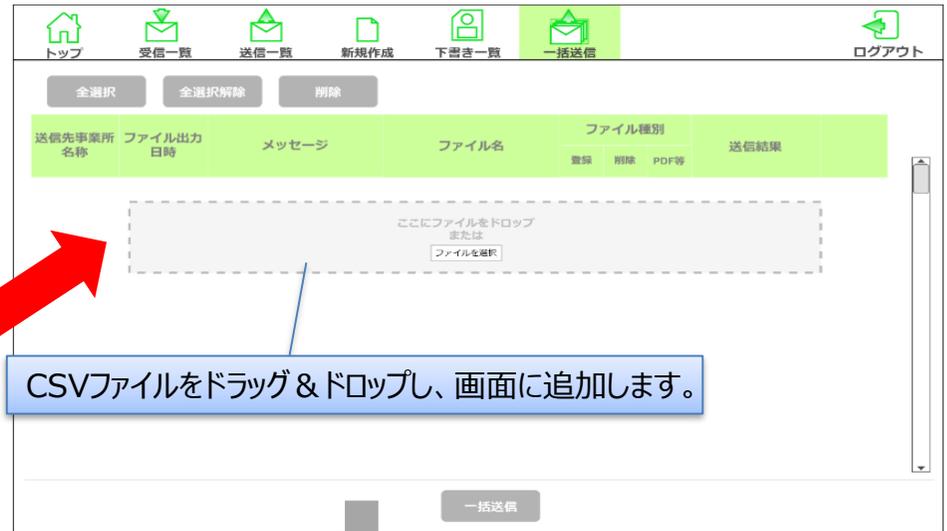
## 2 データ連携システムより、データを送信



CSV  
ファイル

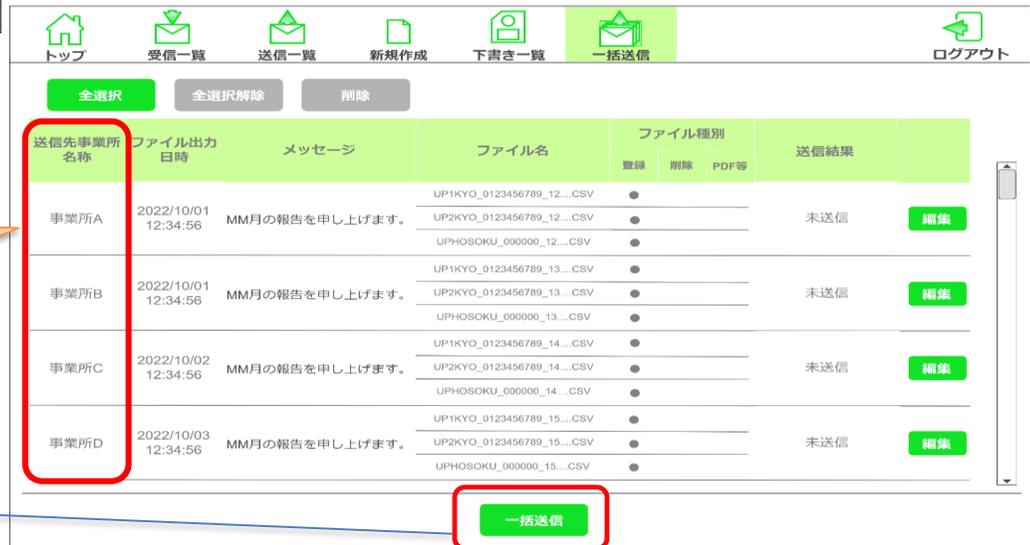


CSVファイルをドラッグ&ドロップし、画面に追加します。



一括送信

ファイルの名前からシステムが自動で判別し、送信先事業所名称を表示します。



「一括送信」をクリックし、送信先事業所に送信します。

